

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当市は、足羽川が市内を横断し、九頭竜川、日野川が市北西部に位置していることから、市西部一体にかけて1mを超える浸水の恐れがある。また、当所が立地する足羽川左岸地域は2mを超える浸水が予想されているほか、中心市街地が立地する足羽川右岸の商業地区では50%を超える範囲で1m以上の浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当所近くにある足羽山、八幡山一帯は、急傾斜地の崩壊等の土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、市内中心部の70%超の地域で、震度6弱以上の地震が今後30年間で26%程度の確率で発生するとされている。

(その他)

市街地を横断する足羽川流域では、これまでも多くの水害に見舞われてきた。特に、平成16年の足羽川左岸堤防決壊による水害では、足羽川左岸一体にわたり大きな被害が発生している。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 15,514人

・小規模事業者数 10,958人

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	1,493	1,392	市内に広く立地
	製造業	1,311	1,085	工業団地への集中立地に加え、郊外に多い
	卸・小売業	3,893	2,383	商業団地への集中立地に加え、市内に広く立地
	その他・サービス業	8,817	6,098	市中心部への集中立地に加え、市内に広く立地

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・ 防災計画の策定
- ・ 総合防災訓練の実施
- ・ 防災用品の備蓄
- ・ 福井市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

2) 当所の取組

- ・ 事業者BCPに関する国・県の施策の周知
- ・ 事業者BCP策定セミナー・個別相談会の開催
- ・ 県内事業者災害対策実態調査の実施
- ・ 経営指導員向けBCP策定研修会の開催
- ・ 東京海上日動火災保険株式会社と連携した損害保険への加入促進
- ・ 防災備品（スコップ、懐中電灯、非常食等）を備蓄
- ・ 福井市が実施する防災訓練への協力

II 課題

現状では、緊急時の取組について限定的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが十分には整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。更には、現時点では、災害への備えとして必要な保険・共済に対する助言を行える当所経営指導員等職員が不足している。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して感染を拡大させないルール作りや、拡大時に備えたマスクや消毒液などの衛生品の備蓄などの必要性への周知が必要である。

III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。また、以下のとおり事業者BCPの策定を支援する。
- ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市、福井県との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

<目標> 支援により策定された事業者BCPの件数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小規模事業者	15件	15件	15件	15件	15件
うち事業継続力強化計画（連携計画含む）	8件	8件	8件	8件	8件
うち事業継続計画	7件	7件	7件	7件	7件
[参考] 中小企業（小規模除く）	10件	10件	10件	10件	10件

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

- ・発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるよう、予め当所と当市で連携して下記の通り推進する。
- ・「福井市感染症予防計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・当所会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国や福井県、福井市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・台風など事前に大規模な被害の発生が想定される場合、当所は、ホームページのほか、SNSやメーリングリスト、一斉FAXなどを活用して、地区内事業者に対し、防災・減災に向けた注意喚起を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和2年事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や損害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
- ・東京海上日動火災保険株式会社と連携し、当所経営指導員に向けたBCP策定支

援の研修会を開催する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・「福井市事業継続力強化支援連絡会議（仮称）」（構成員：当所、当市）を適宜開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱以上の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、福井市における感染症対策本部設置に基づき当所による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・地区内事業者には被害がある場合は、大まかな被害情報（被災事業所名、住所（町・字名レベル）、被害状況（全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水など）を確認し、災害発生から概ね24時間以内を目安に情報共有する。
- ・地区内事業者には激甚災害指定の可能性のある大規模な被害がある場合は、地区内事業者の被害額（事業の再建に必要なおおよその推計額）について、概ね1週間以内に情報を共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。

ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。
---------	----------------

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。
 ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～5日間	1日に2回共有する（9時、16時現在）
発災後6日以降	1日に1回共有する（9時現在）

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、福井県の指定する以下の様式および連絡体制図により、当所より福井県産業労働部経営改革課へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を福井県の指定する以下の様式および連絡体制図により、当所より福井県産業労働部経営改革課へ報告する。

(様式)

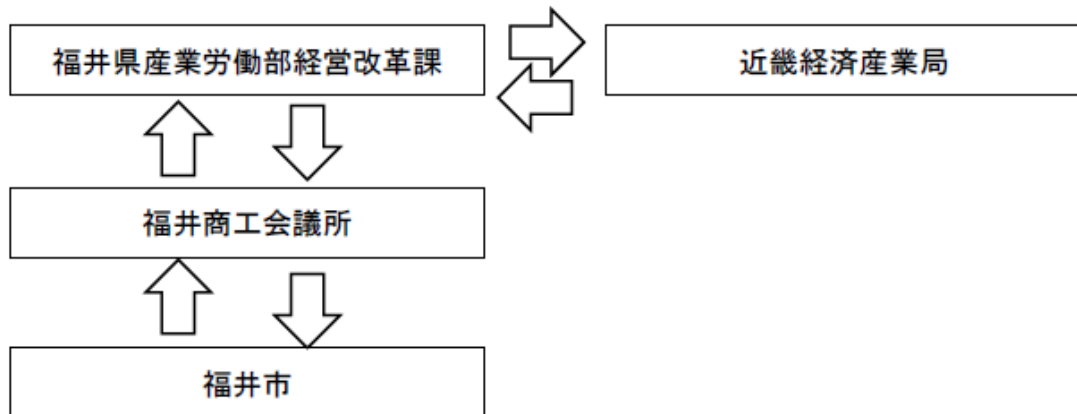
実態調査票

策定者： _____ メールアドレス： _____
 電話番号： _____

被害合計金額 ¥0

事業所名	住所	業種 ※任意	従業員数 ※任意	被害額 ※事業の再建に必要な額、 およびその他	被害内訳			被害状況 ※全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水、死傷者の有無、操業・物流への影響、運転資金等資金繰りへの影響など
					土地 (増積土砂排除費・整地費) (事業用資産に限る)	建物 (事業用資産に限る)	機械設備	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

(連絡体制図)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、福井市と相談する（当所は、国または福井県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や福井県、福井市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れのある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・福井県等の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

< 6. 被害規模が大きい場合の県内他地域との協力 >

- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内他地域からの応援派遣等を福井県等に相談する。
- ・また、県内他地域が被災し、福井県等から県内他地域への応援派遣等の要請があった場合は、これに可能なかぎり協力する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

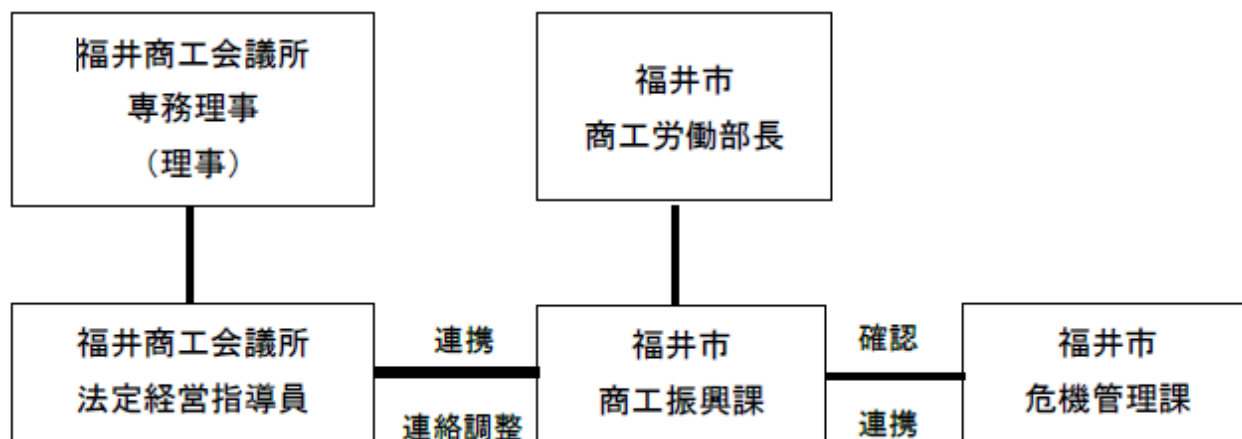
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 水野洋人 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供および助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①福井商工会議所

連絡窓口 中小企業総合支援センター 創業・経営支援課

住所 〒918-8580 福井県福井市西木田 2-8-1

連絡先 TEL:0776-33-8283 / FAX:0776-50-6789 / E-MAIL: keiei@fcci.or.jp

②福井市

連絡窓口 商工労働部 商工振興課

住所 〒910-0858 福井県福井市手寄 1丁目 4-1

連絡先 TEL:0776-20-5325 / FAX:0776-20-5323 / E-MAIL:syoukou@city.fukui.lg.jp

※ その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	650	650	650	650	650
・ 専門家派遣費	300	300	300	300	300
・ 連絡会議運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	200	200	200	200	200
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、福井市補助金、福井県補助金、国補助金、事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
① ② ③	